## 重要

## ■提出方法

- \*変更後10日以内に、行政オンラインシステムにより届出を行ってください。
- \*届出が遅れた場合は、遅延理由書(様式なし)を提出してください。
- ※写しの提出に際し、原本証明は不要です。

## ■提出に必要な書類

\*内容により異なります。下記を参照してください

変更する事項		必要書類	留意点
1	事業所の名称	<ul><li>・変更届出書(様式第3号)</li><li>・指定に係る記載事項(付表1)</li><li>・運営規程</li><li>・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…①</li></ul>	①…本市に届出が必要な事業所のみ
2	事業所の所在地の変更	<ul> <li>・変更届出書(様式第3号)</li> <li>・指定に係る記載事項(付表1)</li> <li>・運営規程</li> <li>・事業所の平面図</li> <li>・事業所内外の写真</li> <li>・案内図</li> <li>・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類の写し…①</li> <li>・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…②</li> </ul>	①…移転後も適用となる旨がわかる書類を提出(異動届等) ②…本市に届出が必要な事業所のみ *事業所の連絡先(電話番号等)にも変更がある場合は、変更届出書にその旨を記載のこと
3	事業所の専用区画等の変更	・変更届出書(様式第3号) ・事業所の変更前及び変更後の平面図 ・事業所の変更箇所の写真	
4	事業所の電話番号、FAX番号、メールアドレス	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表1)	
5	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地 ※履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が、法務局での手続きの関係で、 変更日(登記日)から10日以内に 提出できない場合は、法務局から履 歴事項全部証明書(登記簿謄本)が 発行されてから、変更届の必要書類 一式をまとめて提出してください。 (この場合、変更後10日以内でなくても可とします。)	・変更届出書(様式第3号) ・履歴事項全部証明書又は条例等 ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…① (同一法人が複数事業所を運営している場合は、添付書類は1部で可。変更届出書(様式第3号) のみ事業所ごとに作成してください)	①…本市に届出が必要な事業所のみ *法人の一体性(継続性)が認められる場合以外は、新規申請 *法人等の名称のふりがなを変更届出書に明記のこと *申請者の主たる事務所の連絡 先(電話番号等)に変更がある場合は、変更届出書にその旨を記載のこと

変更する事項		必要書類	留意点
6	申請者(法人等)の電話番号、	・変更届出書(様式第3号)	①…本市に届出が必要な事業所
	FAX番号、メールアドレス	・業務管理体制に関する届出書(業管第	のみ
		2-1 号) …①	
7	申請者(法人等)の代表者変更、	・変更届出書(様式第3号)	①…申請者の代表者が新たに就
	代表者の氏名・住所・電話番号	・履歴事項全部証明書(原本)又は条例 等…③	任する場合に添付
	│ │ │ │ │ ※履歴事項全部証明書(登記簿謄	寺・・・・  (司一法人が複数事業所を運営している場合は、原本	②…本市に届出が必要な事業所のみ
	本)が、法務局での手続きの関係で、	添付は1部で可。変更届出書(様式第3号)のみ事業	③…電話番号のみ変更時は不要
	変更日(登記日)から 10 日以内に	所ごとに作成のうえ写し(原本証明不要)を添付して	*法人役員の氏名及び住所の変
	提出できない場合は、法務局から履	ください。)	更について、届出は不要です。
	歴事項全部証明書(登記簿謄本)が	・第 36 条第 3 項各号の規定に該当しな	
	発行されてから、変更届の必要書類	い旨の誓約書…①	
	一式をまとめて提出してください。	・業務管理体制に関する届出書(業管第	
	(この場合、変更後 10 日以内でな	2-1 号) …②	
	くても可とします。)		
8	管理者の変更、管理者の氏名・	・変更届出書 (様式第3号)	①…すべての兼務関係を明確に
	住所・電話番号	・指定に係る記載事項(付表1)	記載すること
		<ul><li>組織体制図…①</li></ul>	②…3ヶ月以内に撮影した写真
		•経歴書…②	を貼付
		・第 36 条第 3 項各号の規定に該当しな	①②③…管理者が新たに就任す
	サービュ担併主に老の赤百 サ	い旨の誓約書…③ ・変更届出書(様式第3号)	る場合のみ添付 ①…すべての兼務関係を明確に
9	サービス提供責任者の変更、サービス提供責任者の氏名・住	・変更庙四青(休八弟3万)  ・指定に係る記載事項(付表1)	①…すへしの兼務関係を明確に   記載すること
	所・電話番号、及び従業者の氏	・組織体制図…①	記載りること   ②…3ヶ月以内に撮影した写真
	名及び住所	• 経歴書…②	を貼付
		- 資格を証する書類…③	④…知的障がい者(児)又は精神
	※サービス提供責任者人数に増減	<ul><li>・実務経験証明書…④</li></ul>	障がい者の福祉に関する事業
	のある場合は、必要数が確認できる	・ 行動援護従業者養成研修又はこれに準	に従事した経験
	根拠(従業者員数・サービス提供時	ずる研修の修了証の写し…⑤	⑥…行動援護従業者養成研修等
	間数・利用者数等)を変更届の備考	• 研修等受講誓約書…⑥	を未受講の場合
	欄に明記のこと		
			①②③④⑤…新たに就任する場
			合のみ添付
10	主たる対象者	・変更届出書(様式第3号)	対象者を特定する場合のみ
		・指定に係る記載事項(付表1)	
		│・運営規程 │・指定障害福祉サービスの主たる対象者	
		・ 相 足 障 音 価 位 り 一 こ へ の 主 た る 対 家 有   を 特 定 す る 理 由 … ①	
		2 17 定 9 全 四 (U	
11	運営規程	・変更届出書(様式第3号)	*従業者の員数にかかる条文に
	・営業日・営業時間	・指定に係る記載事項(付表 1)	ついて、最新の状況に変更して
	・サービス提供日	・運営規程	おくこと(従業者の員数のみの
	・サービス提供時間		変更届の提出は不要)
	・通常の事業の実施地域		① ただし、人員基準は満たす
	・利用者負担の額 		こと